



毎月勤労統計の不適切な取扱いによる追加給付等について

厚生労働省の「毎月勤労統計調査」の不適切な取扱いにより、「雇用保険」「労災保険」「船員保険」「事業主向け助成金」で給付の支払不足が生じ、追加給付が支給されることになりました。今回のあおぞらレターでは、育児休業給付等の雇用継続給付の追加給付についてご案内します。また、通常毎年8月に雇用継続給付の各上限額が変更されておりましたが、毎月勤労統計の平均定期給与額にも増減が生じたことから、今年については平成31年3月18日から再度、上限額が変更になっています。

1. 追加給付のお知らせ方法と支払時期について

- ★すべての受給者が追加給付の対象になるわけではありません。
- ★「お知らせ」等の送付は追加給付の対象となる方のみ対象となります。

【育児休業給付・介護休業給付・高年齢雇用継続給付】

受給状況	給付の種類	お知らせ開始時期・方法	お支払い開始予定時期
現在も受給されている方	育児休業給付 介護休業給付 高年齢雇用継続給付 (※1)	<窓口手続きの場合> 手続きの際に説明を受ける	① 2019年3月18日以後 将来の支給分再計算した額ですすでに支給開始済
		<電子申請手続きの場合> 該当者の公文書発行時「お知らせ」を添付	② 2019年3月17日以前 過去の支給分2019年4月～6月頃支給開始予定
(※1) 高年齢雇用継続給付の過去に支給された分については、10月頃から本人宛に「お知らせ」を送付し、2019年11月頃から支給開始予定			
過去に受給されていた方	育児休業給付	8月頃： 本人宛に「お知らせ」送付	2019年11月頃から 順次支給開始予定
	介護休業給付 高年齢雇用継続給付	10月頃： 本人宛に「お知らせ」送付	



2. 雇用継続給付の給付金 上限額の変更 【2019年3月18日～変更】

● 育児休業給付：支給限度額	上限額 (支給率 67%)	301,299 円	→	301,701 円
	上限額 (支給率 50%)	224,850 円	→	225,150 円
● 介護休業給付：支給限度額	上限額	331,650 円	→	332,052 円
● 高年齢雇用継続給付	支給限度額	359,899 円	→	360,169 円
	最低限度額 (変更なし)			1,984 円
60歳到達時等の賃金月額	上限額	472,200 円	→	472,500 円
	下限額 (変更なし)			74,400 円

- 「事業主向けの助成金」や「労災保険の各給付」についても、追加給付が生じています。最新の情報とあわせて、以下の URL で詳細や各給付の Q&A をご確認ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03463.html
- 追加給付は差額分の為、多額にはならないことが多いと思いますが、該当される可能性がある方はご注意ください。



その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277